

都市計画マスタープラン 第6編 高津区構想

素案から案への新旧対照

本資料は、素案から案へ修正した箇所を比較・対照する資料としてまとめています。本ページ以降、左ページに「案」、右ページに「素案」を対照となるよう記載しています。

市民の皆様からいただいた御意見を参考に修正した箇所は2重下線で表示するとともに、参考とした御意見について「素案に対する御意見と市の考え方」の整理 NO を記載しています。また、政策領域別計画や関連事業等の進ちょく等に伴い修正した箇所は下線で表示しています。

平成18年11月

川 崎 市

川崎市都市計画マスタープラン

第6編 高津区構想 案

平成 18 年 11 月

川 崎 市

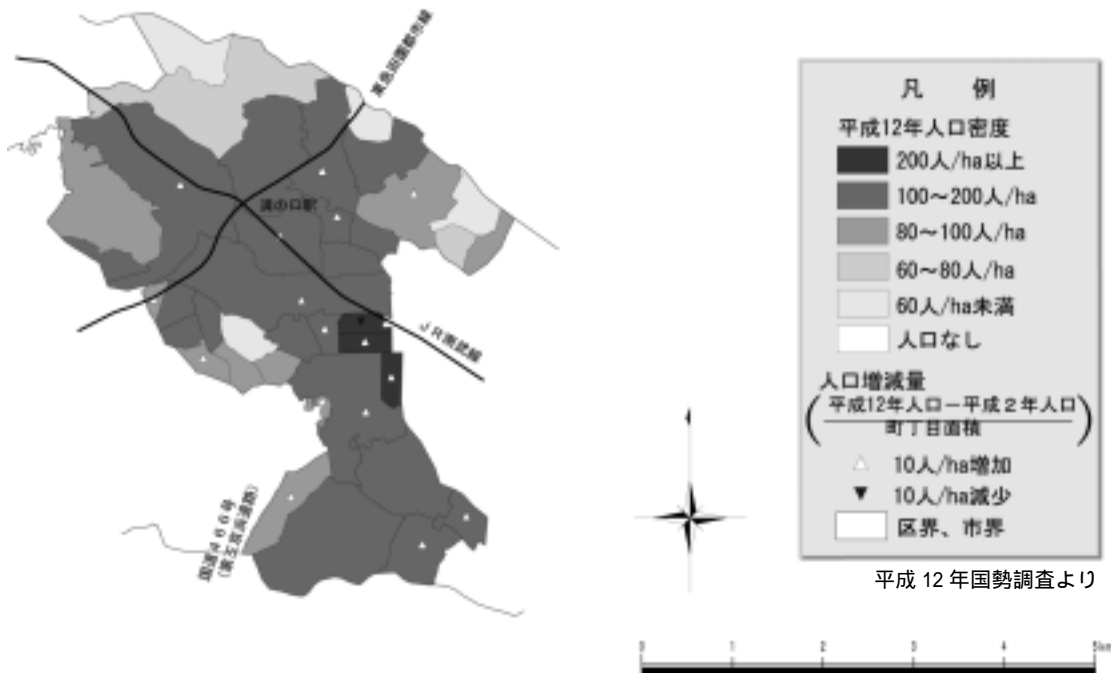
川崎市都市計画マスタープラン

高津区構想 素案

平成 18 年 3 月

川 崎 市

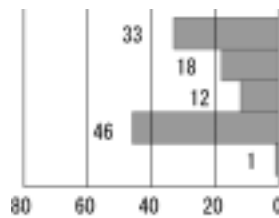
町丁別人口密度 + 増減図



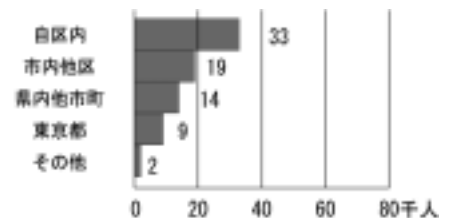
3 高津区の産業

- 高津区の就業状況を見ると、区内に居住する従業者及び通学者約110,000人のうち、就業先や通学先が区内にある人は約33,000人、区外にある人は約77,000人となっており、区外に通勤通学する人が多く、特に東京都に就業先や通学先がある人が多くなっています。一方で、区内に就業先や通学先がある約77,000人のうち、区外からやって来る人が約44,000人となっており、区内に居住する人より多くなっています。その中でも、市内他区からやって来る人が多くなっています。
- 産業大分類別従業者数の割合をみると、区内では製造業、卸売・小売業、サービス業が高くなっています。全市平均と比べると製造業の割合が特に高くなっています。

区内に常住する従業者・通学者の従業・通学地別の人数 = 110,000人

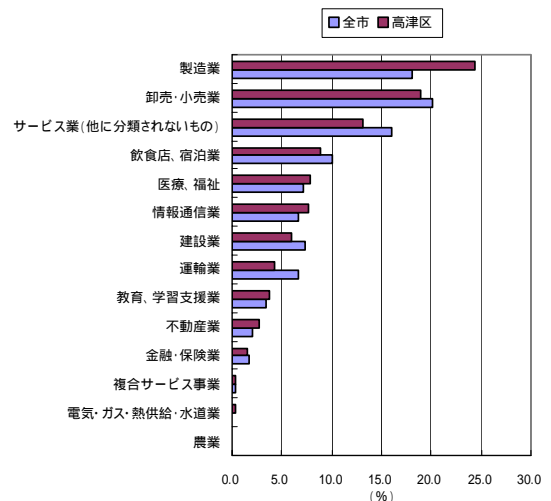


区内での従業者・通学者の常住地別の人数 = 77,000人



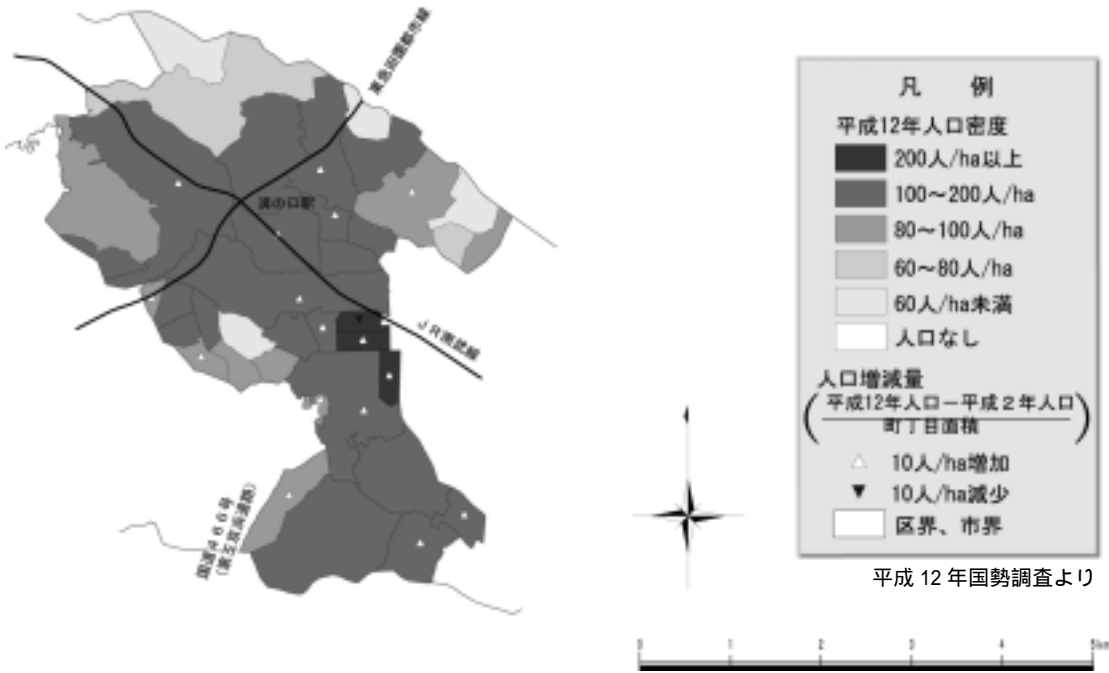
平成12年国勢調査より

産業大分類別従業者数の割合



平成16年事業所・企業統計調査より

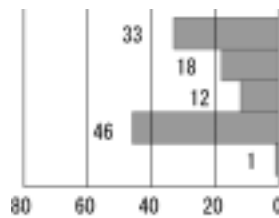
町丁別人口密度 + 増減図



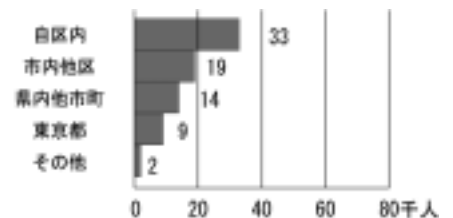
3 高津区の産業

- 高津区の就業状況を見ると、区内に居住する従業者及び通学者約110,000人のうち、就業先や通学先が区内にある人は約33,000人、区外にある人は約77,000人となっており、区外に通勤通学する人が多く、特に東京都に就業先や通学先がある人が多くなっています。一方で、区内に就業先や通学先がある約77,000人のうち、区外からやって来る人が約44,000人となっており、区内に居住する人より多くなっています。その中でも、市内他区からやって来る人が多くなっています。
- 産業大分類別就業者数の割合をみると、区内では製造業、卸売・小売業、サービス業が高くなっています。全市平均と比べると製造業の割合が特に高くなっています。

区内に常住する従業者・通学者の従業・通学地別の人数 = 110,000人

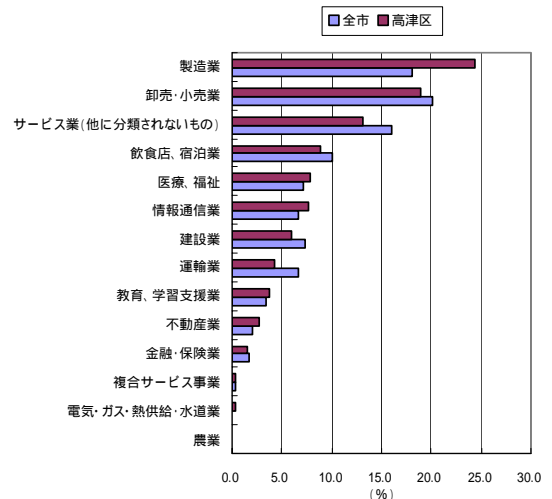


区内での従業者・通学者の常住地別の人数 = 77,000人



平成12年国勢調査より

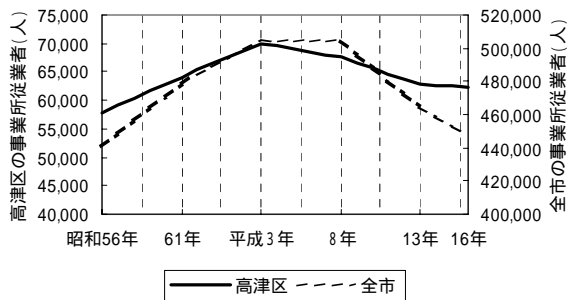
産業大分類別就業者数の割合



平成16年事業所・企業統計調査より

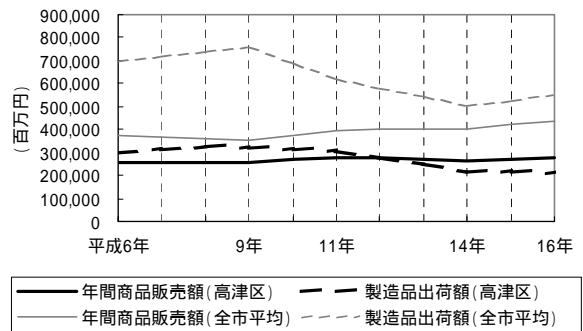
- ・事業所従業者数は、平成3（1991）年以降減少傾向にあり、平成16（2004）年には約62,400人となっており、全市の約14%を占めています。
- ・年間商品販売額は、平成6（1994）年以降横ばい状態で推移しており、平成16（2004）年には約2,730億円となっています。製造品出荷額等は、全市平均と同様に平成9（1997）年以降減少傾向にあり、平成14（2002）年には年間商品販売額を下回っており、平成16（2004）年には約2,070億円となっています。

区内事業所従業者数の推移



事業所・企業統計調査より

年間商品販売額と製造品出荷額等の推移

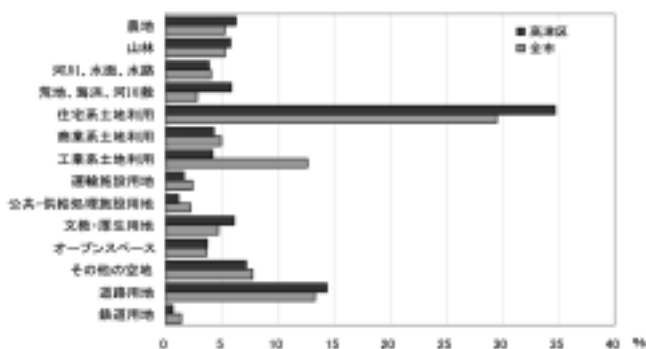


商業統計調査及び工業統計調査より

4 土地利用からみる高津区

- ・高津区の面積は 17.10k m²で、その土地利用面積の構成をみると、住宅系土地利用の割合が最も多く全体の約35%となっています。全市平均と比べると住宅系土地利用、農地、山林等の割合が高く、工業系土地利用、商業系土地利用の割合が低いという特徴があります。
- ・用途別に土地利用率をみると、農地は区内の広い地域に点在しています。特に、久末、末長、新作、北見方で、農地面積の割合が高くなっています。
- ・商業系土地利用は溝口などの駅周辺や主要な道路沿いに集積がみられます。
- ・工業系土地利用は下野毛、宇奈根、久地等で中小規模の工場の集積がみられます。
- ・これらを除く地区は、住宅系土地利用が多くを占めています。

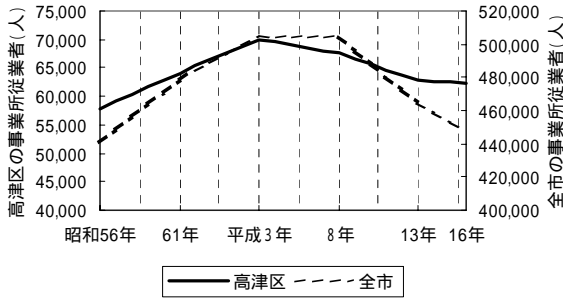
土地利用の構成率



平成13年都市計画基礎調査より

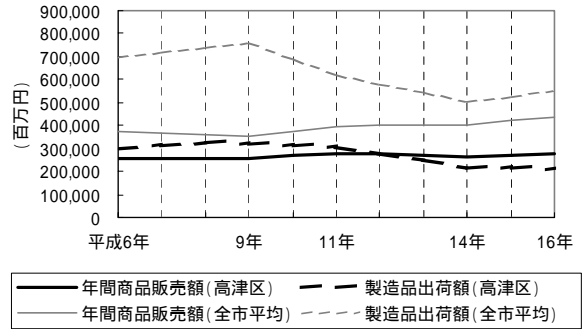
- ・事業所従業者数は、平成3（1991）年以降減少傾向にあり、平成16（2004）年には約62,000人となっており、全市の約14%を占めています。
- ・年間商品販売額は、平成6（1994）年以降横ばい状態で推移しており、平成16（2004）年には約2,730億円となっています。製造品出荷額等は、全市平均と同様に平成9（1997）年以降減少傾向にあり、平成14（2002）年には年間商品販売額を下回っており、平成16（2004）年には、約2,070億円となっています。

区内事業所従業者数の推移



事業所・企業統計調査より

年間商品販売額と製造品出荷額等の推移

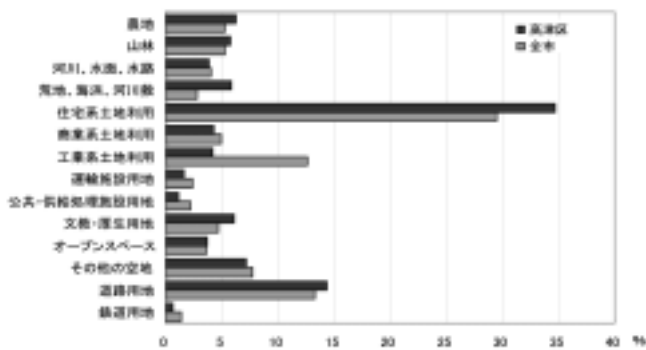


商業統計調査及び工業統計調査より

4 土地利用からみる高津区

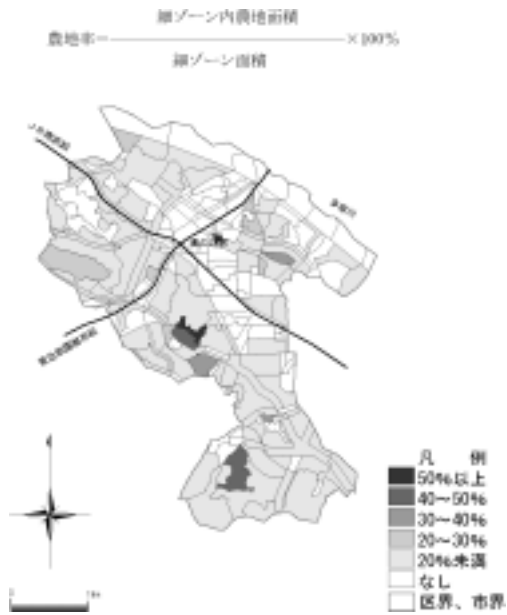
- ・高津区の面積は 17.10k m²で、その土地利用面積の構成をみると、住宅系土地利用の割合が最も多く全体の約35%となっています。全市平均と比べると住宅系土地利用、農地、山林等の割合が高く、工業系土地利用、商業系土地利用の割合が低いという特徴があります。
- ・用途別に土地利用率をみると、農地は区内の広い地域に点在しています。特に、久末、末長、新作、北見方で、農地面積の割合が高くなっています。
- ・商業系土地利用は溝口などの駅周辺や主要な道路沿いに集積がみられます。
- ・工業系土地利用は下野毛、宇奈根、久地等で中小規模の工場の集積がみられます。
- ・これらを除く地区は、住宅系土地利用が多くを占めています。

土地利用の構成率



平成13年都市計画基礎調査より

農地率図



平成 13 年都市計画基礎調査（一部修正）より

商業用地率図



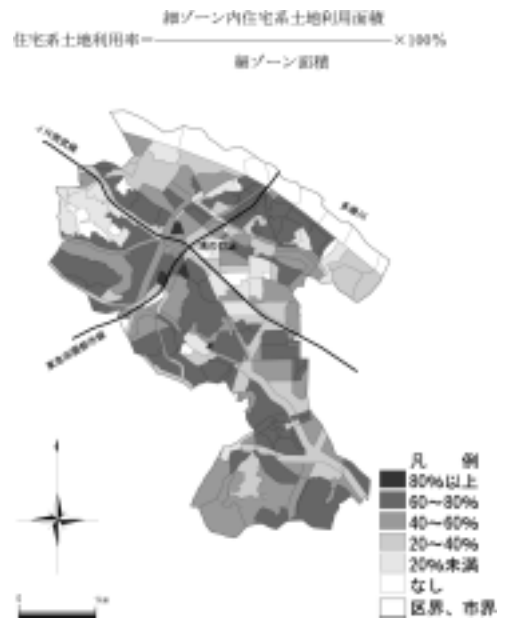
平成 13 年都市計画基礎調査（一部修正）より

工業用地率図



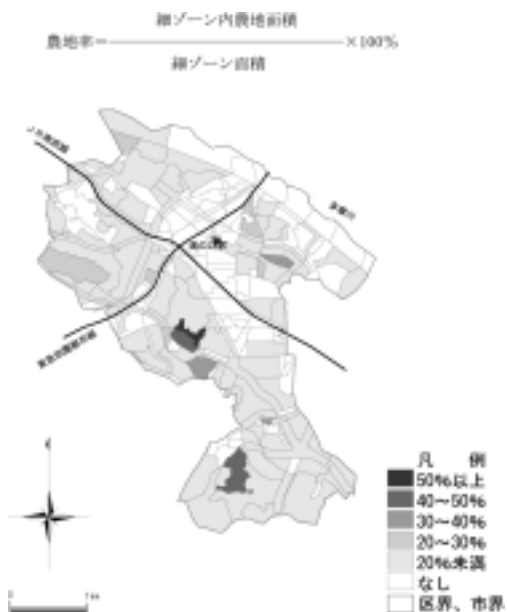
平成 13 年都市計画基礎調査より

住宅用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

農地率図



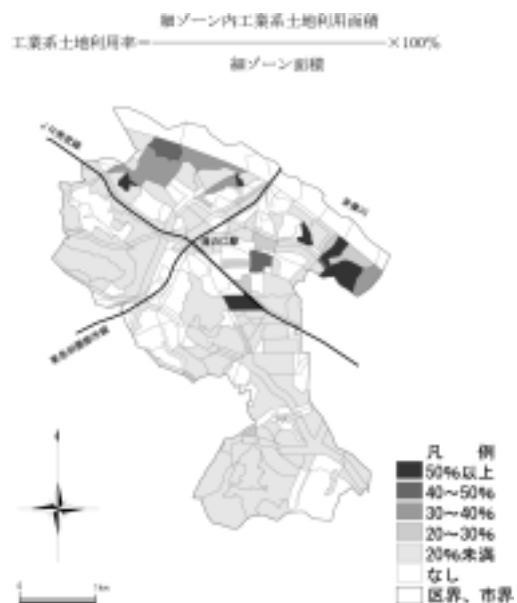
平成 13 年都市計画基礎調査より

商業用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

工業用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

住宅用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

5 道路と住環境

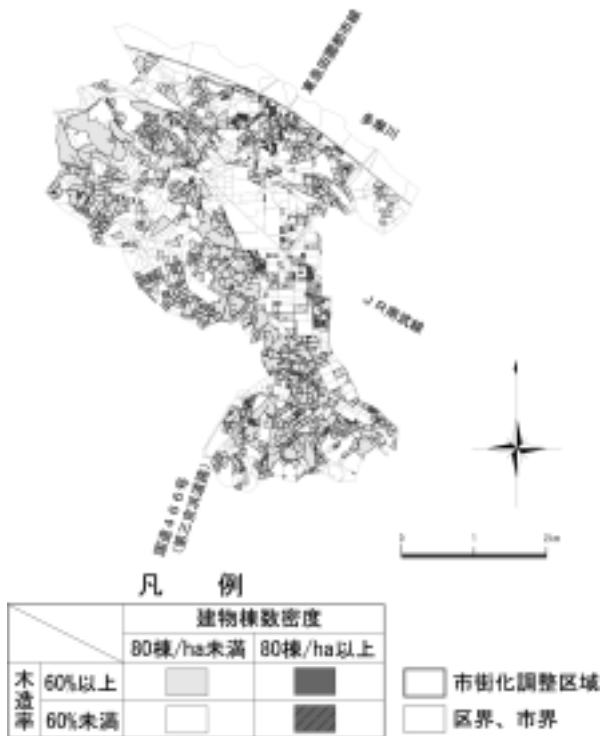
整理 NO.7 4 1

- ・川崎市の都市計画道路は、103 路線、総延長約 307km となっています。このうち完成延長は約 190km で、整備率は約 62% となっています。一方、高津区の都市計画道路は、総延長約 38.110km で、完成延長約 22.799km、整備率約 60% となっています。
- ・諏訪や二子などの一部の地域に、木造率 60% 以上、かつ建物密度 80 棟/ha 以上の木造住宅が密集する地区が集まっています。
- ・下野毛、二子、久地、宇奈根等の一部には、住工併存市街地が分布しています。
- ・面的市街地整備がなされないまま市街化が進んだ多くの地区で、狭あい道路に面して多数の住宅が建築されています。

都市計画道路区別進ちょく率表
(H18.4.1 現在)

区	計画延長	完成延長	整備率
川崎区	87,340m	62,235m	71%
幸区	22,680m	13,906m	61%
中原区	32,320m	19,417m	60%
高津区	38,110m	22,799m	60%
宮前区	42,190m	35,201m	83%
多摩区	41,630m	19,701m	47%
麻生区	42,710m	16,911m	40%
計	306,980m	190,170m	62%

木造密集市街地図



平成 13 年都市計画基礎調査より

住工併存市街地図

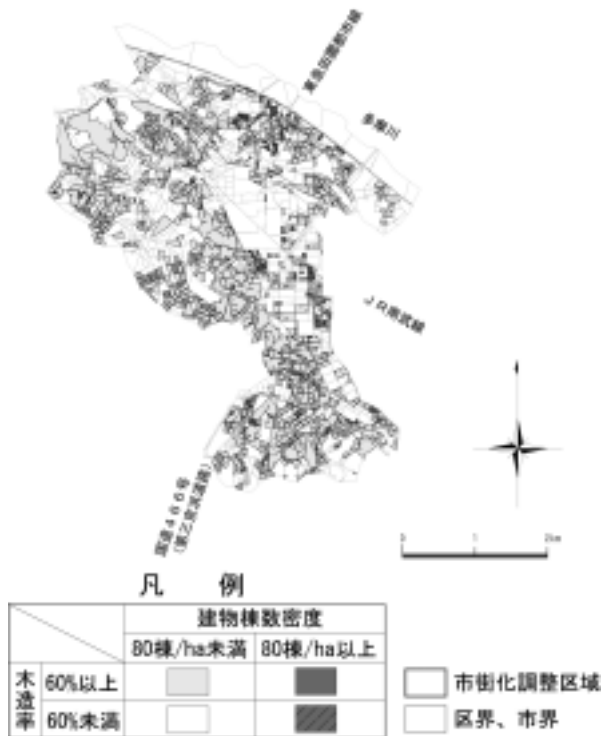


平成 13 年都市計画基礎調査より

5 住環境

- ・諏訪や二子などの一部の地域に、木造率 60%以上、かつ建物密度 80 棟/ha 以上の木造住宅が密集する地区が集まっています。
- ・下野毛、二子、久地、宇奈根等の一部には、住工併存市街地が分布しています。
- ・面的市街地整備がなされないまま市街化が進んだ多くの地区で、狭あい道路に面して多数の住宅が建築されています。

木造密集市街地図

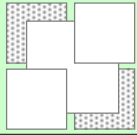


平成 13 年都市計画基礎調査より

住工併存市街地図



平成 13 年都市計画基礎調査より



都市構造

まちづくりの基本的方向

- 1 特性を活かした魅力的な拠点を育みます
- 2 高津らしい風景や交流の軸を育みます
- 3 地域の特性を活かした良好な土地利用をめざします
- 4 地域の交流を支える交通ネットワークの形成をめざします

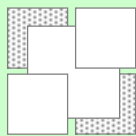
< 現状・課題 >

高津区の地域性

- ・区内は、地形的な特質から大きく「平たん地」と「丘陵地」の、2つのエリアに分けることができます。これらの境界を成し、骨格ともなる崖線が、大きな特徴になっています。
平たん地：住宅、商業、工業、農業など多様な土地利用を展開しています。
丘陵地：住宅、農業、緑地として土地利用を展開しています。
- ・平たん地や丘陵地のエリアが有する「多摩川・二ヶ領用水、平瀬川、矢上川」、「斜面緑地」、「農地」などの豊かな環境資源を活かして、高津区の都市環境が育まれています。
- ・高津区内の地域は、区役所が管轄する高津地区と橘出張所が管轄する橘地区に分けられますが、それぞれが独自に、地域性を活かした主体的な地域活動を行う中で、地域のコミュニティが育まれています。
- ・平たん地と丘陵地、高津地区と橘地区、橘地区とその周辺地域といった密接な地域関係を形づくり、新たな都市的魅力の向上を図ることが求められています。

高津区の特性を活かす

- ・高津区を中心地区としてにぎわいのある溝口駅の拠点性を強化し、都市としての広域的な吸引力を高めるとともに、各地域における生活拠点の形成が求められています。
- ・商業系、工業系、住宅系、自然系の様々な土地利用が行われる中、それらが適正に共存・融合した、多様で豊かな環境の形成が求められています。
- ・自然的環境資源と歴史的・文化的資源を保全・活用し、高津区の個性を際立たせるとともに、これらをつなぐ交通環境の充実による、拠点間の交流ネットワークの形成が求められています。



都市構造

まちづくりの基本的方向

- 1 特性を活かした魅力的な拠点を育みます
- 2 高津らしい風景や交流の軸を育みます
- 3 地域の特性を活かした適正な土地利用をめざします
- 4 市域の根幹となる交通ネットワークの形成をめざします

< 現状・課題 >

高津区の地域性

- ・区内は、地形的な特質から大きく「平たん地」と「丘陵地」の、2つのエリアに分けることができます。これらの境界を成し、骨格ともなる崖線が、大きな特徴になっています。
 - 平たん地：住宅、商業、工業、農業など多様な土地利用を展開しています。
 - 丘陵地：住宅、農業、緑地として土地利用を展開しています。
- ・平たん地や丘陵地のエリアが有する「多摩川・二ヶ領用水、平瀬川、矢上川」、「斜面緑地」、「農地」などの豊かな環境資源を活かして、高津区の都市環境が育まれています。
- ・高津区内の地域は、区役所が管轄する高津地区と橘出張所が管轄する橘地区に分けられますが、それぞれが独自に、地域性を活かした主体的な地域活動を行う中で、地域のコミュニティが育まれています。
- ・平たん地と丘陵地、高津地区と橘地区、橘地区とその周辺地域といった密接な地域関係を形づくり、新たな都市的魅力の向上を図ることが求められています。

高津区の特性を活かす

- ・高津区を中心地区としてにぎわいのある溝口駅の拠点性を強化し、都市としての広域的な吸引力を高めるとともに、各地域における生活拠点の形成が求められています。
- ・商業系、工業系、住宅系、自然系の様々な土地利用が行われる中、それらが適正に共存・融合した、多様で豊かな環境の形成が求められています。
- ・自然的環境資源と歴史的・文化的資源を保全・活用し、高津区の個性を際立たせるとともに、これらをつなぐ交通環境の充実による、拠点間の交流ネットワークの形成が求められています。

1 特性を活かした魅力的な拠点を育みます

(1) 地域生活拠点

- ・溝口駅周辺地区は「地域生活拠点」として、魅力とにぎわいのある、市民の生活を支える拠点の形成をめざします。

北口周辺：交通結節点としての特性を活かして、広域的な集客力のある大型商業施設と地域に密着した商店街が共存する、回遊性・界限性のある商業・文化拠点の形成をめざします。

南口周辺：駅前の交通広場を整備し、周辺の自然環境や文教施設、歴史的・文化的資源の集積を活かして、住民や学生の憩いの場となる拠点の形成をめざします。

(2) 生活拠点

- ・通勤・通学や買物など、市民の日常生活を支える拠点空間である各鉄道駅周辺地区（二子新地駅、高津駅、梶が谷駅、津田山駅、久地駅、中原区に位置する武蔵新城駅）を「生活拠点」として、それぞれの特性に応じて、近隣住民のための商店街の振興や生活支援関連のサービス業務機能等の集積を図り、住民の生活に密着した生活利便性の高い拠点の形成をめざします。
- ・橘地区は、地区コミュニティの核となる商業集積が小さく、橘出張所やプラザ橘等の公共施設も分散立地していることから、路線型商業の集積や川崎縦貫高速鉄道線の鉄道駅等の整備の機会をとらえて、生活を支える拠点形成を誘導します。

(3) 水と緑の拠点

整理 NO.501

- ・次の公園・緑地を「水と緑の拠点」として位置づけ、良好な自然環境の保全に努めるとともに、まちに潤いを与え、市民が憩える場の形成をめざします。

緑ヶ丘霊園

多摩川緑地

春日台公園、橘公園、梶ヶ谷第一公園

久地、津田山、久本、末長、久末、蟹ヶ谷に連なる多摩川崖線の斜面緑地

二ヶ領用水円筒分水

2 風景や交流の軸を育みます

(1) 風景軸

- ・多摩丘陵の北側にあたる多摩川崖線の斜面緑地の連なりや多摩川、二ヶ領用水を「風景軸」とし、自然環境や風景を構成する軸線として、市民と共にその保全に努めることで、高津区らしい風景と街なみ景観を育みます。

(2) 交流軸

- ・東急田園都市線上の各鉄道駅（二子新地、高津、溝の口、梶が谷）を結ぶ連続した空間である大山街道を「交流軸」とし、高津区の歴史・文化を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- ・溝口駅周辺地区と市民健康の森の取組が行われている春日台公園や子母口交差点周辺地区を結ぶ軸を「交流軸」とし、野川柿生線の整備にあわせて「たかつ花街道づくり」の活動を支援するとともに、文教施設や歴史的・文化的資源の集積を活かした街なみ景観の形成をめざします。

3 地域の特性を活かした良好な土地利用をめざします

1 特性を活かした魅力的な拠点を育みます

(1) 地域生活拠点

- ・溝口駅周辺地区は「地域生活拠点」として、魅力とにぎわいのある、市民の生活を支える拠点の形成をめざします。

北口周辺：交通結節点としての特性を活かして、広域的な集客力のある大型商業施設と地域に密着した商店街が共存する、回遊性・界限性のある商業・文化拠点の形成をめざします。

南口周辺：駅前の交通広場を整備し、周辺の自然環境や文教施設、歴史的・文化的資源の集積を活かして、住民や学生の憩いの場となる拠点の形成をめざします。

(2) 生活拠点

- ・通勤・通学や買物など、市民の日常生活を支える拠点空間である各鉄道駅周辺地区（二子新地駅、高津駅、梶が谷駅、津田山駅、久地駅、中原区に位置する武蔵新城駅）を「生活拠点」として、それぞれの特性に応じて、近隣住民のための商店街の振興や生活支援関連のサービス業務機能等の集積を図り、住民の生活に密着した生活利便性の高い拠点の形成をめざします。
- ・橘地区は、地区コミュニティの核となる商業集積が小さく、橘出張所やプラザ橘等の公共施設も分散立地していることから、路線型商業の集積や川崎縦貫高速鉄道線の鉄道駅等の整備の機会をとらえて、生活を支える拠点形成を誘導します。

(3) 水と緑の拠点

- ・次の公園・緑地を「水と緑の拠点」として位置づけ、良好な自然環境の保全に努めるとともに、まちに潤いを与え、市民が憩える場の形成をめざします。

緑ヶ丘霊園

多摩川緑地

円筒分水→久地、津田山、久本、末長、高津区市民健康の森、久末、蟹ヶ谷に連なる多摩川崖線の斜面緑地

2 風景や交流の軸を育みます

(1) 風景軸

- ・多摩丘陵の北側にあたる多摩川崖線の斜面緑地の連なりや多摩川、二ヶ領用水を「風景軸」とし、自然環境や風景を構成する軸線として、市民と共にその保全に努めることで、高津区らしい風景と街なみ景観を育みます。

(2) 交流軸

- ・東急田園都市線上の各鉄道駅（二子新地、高津、溝の口、梶が谷）を結ぶ連続した空間である大山街道を「交流軸」とし、高津区の歴史・文化を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- ・溝口駅周辺地区と高津区市民健康の森や子母口交差点周辺地区を結ぶ軸を「交流軸」とし、野川柿生線の整備にあわせて「たかつ花街道づくり」の活動を支援するとともに、文教施設や歴史的・文化的資源の集積を活かした街なみ景観の形成をめざします。

3 地域の特性を活かした良好な土地利用をめざします

- ・高津区の農地は、小規模に細分化されていて経営規模が小さいものが多く、共同住宅などへの土地利用転換が増加しており、営農している農地の周辺に共同住宅が建つことにより日照障害等を引き起こし、営農環境に悪影響を及ぼす事例が増加しています。そのため、農地と住宅地との調和が求められています。
- ・急激な人口の増加により、地域住民の交流の機会の創出や、コミュニティの再生が課題となっています。

(1) 街なみのルールづくりと良好な景観の創出

- ・安定、成熟した都市型社会を踏まえて、用途地域等の根幹的な土地利用ルールの基本的枠組みを維持していきます。ただし、現に立地している建築物の規模（容積率）に比べて指定されている容積率の最高限度が特に大きい地区については、地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するために、きめ細かな土地利用誘導方を検討します。
- ・地域の実情に応じたきめ細かな土地利用を誘導するために、地区計画や建築協定等のまちづくり手法に関する周知や情報提供を行い、住民の発意によるまちづくり協議組織の立ち上げや、地区計画や建築協定等を活用した土地利用のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・良好な景観を保全・創出していく地区については、景観法や景観条例に基づき、建築物のデザインや色彩等のきめ細かなルールを定めるため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域の特性を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- ・洗足学園や市立高津高校、高津中学校、久本小学校が立地している地域を、高津区における「文教エリア」とし、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、良好な周辺市街地の形成をめざします。

(2) 自然環境と調和した住宅地の形成

斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の崖線に沿って連なる斜面緑地は、開発により緑地の減少が進んでいることから、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定など、地権者の協力を得ながら、緑地保全施策の推進に努めます。
- ・開発が行われる場合には、事業者に対して、計画の構想段階から情報を提示し、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・回復に向けた配慮を要請する制度の運用により、緑地の保全・回復・創出を指導します。

地域緑化の推進

- ・緑豊かな住宅地を形成・維持していくために、「地域緑化推進地区」や「緑地協定」などを利用して、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。

(3) 農地と調和した住宅地の保全と育成

- ・良好な都市環境の形成に資する、一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・生産緑地地区における持続可能な安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化等による営農環境を維持・向上や農地と調和した良好な住環境を形成めざします。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境

- ・高津区の農地は、小規模に細分化されていて経営規模が小さいものが多く、共同住宅などへの土地利用転換が増加しており、営農している農地の周辺に共同住宅が建つことにより日照障害等を引き起こし、営農環境に悪影響を及ぼす事例が増加しています。そのため、農地と住宅地との調和が求められています。
- ・急激な人口の増加により、地域住民の交流の機会の創出や、コミュニティの再生が課題となっています

(1) 街なみのルールづくりと良好な景観の創出

- ・安定、成熟した都市型社会を踏まえて、用途地域等の根幹的な土地利用ルールの基本的枠組みを維持していきます。ただし、現に立地している建築物の規模（容積率）に比べて指定されている容積率の最高限度が特に大きい地区については、地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するために、きめ細かな土地利用誘導方を検討します。
- ・地域の実情に応じたきめ細かな土地利用を誘導するために、地区計画や建築協定等のまちづくり手法に関する周知や情報提供を行い、住民の発意によるまちづくり協議組織の立ち上げや、地区計画や建築協定等を活用した土地利用のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・良好な景観を保全・創出していく地区については、景観法や景観条例に基づき、建築物のデザインや色彩等のきめ細かなルールを定めるため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域の特性を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- ・洗足学園や市立高津高校、高津中学校、久本小学校が立地している地域を、高津区における「文教エリア」とし、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、良好な周辺市街地の形成をめざします。

(2) 自然環境と調和した住宅地の形成

斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の崖線に沿って連なる斜面緑地は、開発により緑地の減少が進んでいることから、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定など、地権者の協力を得ながら、緑地保全施策の推進に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

地域緑化の推進

- ・緑豊かな住宅地を形成・維持していくために、「地域緑化推進地区」や「緑地協定」などを利用して、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。

(3) 農地と調和した住宅地の保全と育成

- ・良好な都市環境の形成に資する、一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・生産緑地地区における持続可能な安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化等による営農環境を維持・向上や農地と調和した良好な住環境を形成めざします。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業を支援します。

工業・産業系	住工調和エリア (準工業地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域として中小工場が集積している地域 ・スプロール的に市街化が進んだため、道路等の基盤施設が未整備 ・近年、工場跡地に住宅等が立地し、操業環境の維持と住環境の改善が課題 	住環境と調和した生産機能の維持・強化を図る地域として、中密度の工業系土地利用を維持 住民の発意による地区計画等の土地利用ルールづくりを支援し、工場の操業環境を維持していくとともに、住環境との調和を誘導
	産業高度化エリア (工業地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・南武線沿線を中心に、都市型工業が集積している地域 ・産業構造の変化に伴い、研究開発機能への転換や、住宅等への土地利用転換も進行 	生産機能の高度化、研究開発機能の集積、新産業の創出等の産業の育成・誘導を図り、地域環境と調和する都市型工業地の形成を促進 大規模な工場等が土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用を誘導
補完系	幹線道路沿道エリア (近隣商業地域、住居地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の沿道で、商業・業務と住宅が複合化した市街地 ・倉庫等の物流施設が立地している地区もある 	沿道建築物の不燃化や周辺環境に配慮した中密度の建築を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街なみの形成を促進
	主な公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘霊園・多摩川緑地等の緑の拠点となる公園・緑地 	公園は、自然環境の中でレクリエーションや災害時の避難等を目的とする公共空地として、また、緑地は、自然環境の保全と公害の緩和、災害の防止、景観の向上等を目的とする公共空地として、計画的に配置し、整備・維持管理を推進
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な多摩丘陵の一部を担い、新鮮な農産物を供給するとともに、首都圏における貴重な緑地空間を形づくっている地域 ・近年、資材置場などの土地利用が進行し、土地利用の整序が課題 ・農業振興策や集落環境の改善による地域の活力向上が課題 	都市における貴重な自然空間として、基本的に、市街化を抑制 優良な農地の保全とまとまりのある斜面緑地の保全 農地や緑地の保全や集落環境の維持改善等の土地利用ルールの策定を支援し、土地利用の整序を検討 土地区画整理事業が着手されることが確実な区域は、関係機関との調整を行った上で、市街化区域への編入を検討

* 土地利用の方針の「土地利用の密度」の基準は、次のとおりとします。

- 低密度：容積率おおむね 60%～100%
- 中密度：容積率おおむね 150%～300%
- 高密度：容積率おおむね 400%以上

* 本表では、第1編 はじめに 案 1 - 8 ページ、6 (3) 文章表現について の項における実施主体や計画熟度についての語尾の記述を省略しています。

工業・産業系	住工調和エリア (準工業地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域として中小工場が集積している地域 ・スプロール的に市街化が進んだため、道路等の基盤施設が未整備 ・近年、工場跡地に住宅等が立地し、操業環境の維持と住環境の改善が課題 	住環境と調和した生産機能の維持・強化を図る地域として、中密度の工業系土地利用を維持 住民の発意による地区計画等の土地利用ルールづくりを支援し、工場の操業環境を維持していくとともに、住環境との調和を誘導
	産業高度化エリア (工業地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・南武線沿線を中心に、都市型工業が集積している地域 ・産業構造の変化に伴い、研究開発機能への転換や、住宅等への土地利用転換も進行 	生産機能の高度化、研究開発機能の集積、新産業の創出等の産業の育成・誘導を図り、地域環境と調和する都市型工業地の形成を促進 大規模な工場等が土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用を誘導
補完系	幹線道路沿道エリア (近隣商業地域、住居地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の沿道で、商業・業務と住宅が複合化した市街地 ・倉庫等の物流施設が立地している地区もある 	沿道建築物の不燃化や周辺環境に配慮した中密度の建築を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街なみの形成を促進
	主な公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘霊園・多摩川緑地等の緑の拠点となる公園・緑地 	公園は、自然環境の中でレクリエーションや災害時の避難等を目的とする公共空地として、また、緑地は、自然環境の保全と公害の緩和、災害の防止、景観の向上等を目的とする公共空地として、計画的に配置し、整備・維持管理を推進
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な多摩丘陵の一部を担い、新鮮な農産物を供給するとともに、首都圏における貴重な緑地空間を形づくっている地域 ・近年、資材置場などの土地利用が進行し、土地利用の整序が課題 ・農業振興策や集落環境の改善による地域の活力向上が課題 	都市における貴重な自然空間として、基本的に、市街化を抑制 優良な農地の保全とまとまりのある斜面緑地の保全 農地や緑地の保全や集落環境の維持改善等の土地利用ルールの策定を支援し、土地利用の整序を検討 土地区画整理事業が着手されることが確実な区域は、関係機関との調整を行った上で、市街化区域への編入を検討

* 土地利用の方針の「土地利用の密度」の基準は、次のとおりとします。

- 低密度：容積率おおむね 60%～100%
- 中密度：容積率おおむね 150%～300%
- 高密度：容積率おおむね 400%以上

区分	交通機能	配慮すべき機能（環境・防災・安全）
a) 広域幹線道路 （自動車専用道路等）	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・沿道の市街地環境に配慮した道路構造
b) 幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ・道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・延焼遮断帯や避難路等としての利用など防災空間の形成に配慮
c) 補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
d) 区画道路（生活道路）	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
e) 歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	・歩行者が安全・快適に通行できるよう配慮

（２）広域幹線道路網の整備

- ・川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）期（国道15号線～東名高速道路方面）は、将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めた幅広い検討を行い、ルート・構造等の見直しを進めます。

（３）市域の各拠点を結ぶ幹線道路網の整備

効率的・効果的な幹線道路網の整備

- ・幹線道路の整備にあたっては、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する路線を優先して整備するとともに、土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進めます。
- ・道路整備にあたっては、道路整備の事業効果を早期に発現させ、その効果がまちづくりに波及するような進め方へ転換していくために、「道路整備計画」に基づき、効率的な投資による効果的な整備を進めます。
- ・既存道路を有効に活用した都市計画道路機能の分担・代替や地形条件、沿道状況等との整合性を考慮し、事業化の動向を踏まえながら、必要に応じて都市計画道路の見直しを行うなど、効率的・効果的な幹線道路の整備を進めます。
- ・長期の事業期間を要している道路については、事業効果を早期に発現させるために、集中的な整備を行います。

幹線道路を補完する道路の整備・改良

- ・幹線道路以外にも、路線バスの運行や鉄道駅への交通アクセス等、幹線道路の機能を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路があります。これら地域内で重要な役割を果たしている道路についても、体系的な幹線道路網の考え方に従って、地域の実情に応じた道路整備や道路改良に努めます。

区分	交通機能	配慮すべき機能（環境・防災・安全）
a) 広域幹線道路 (自動車専用道路等)	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・沿道の市街地環境に配慮した道路構造
b) 幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ・道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・延焼遮断帯や避難路等としての利用など防災空間の形成に配慮
c) 補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
d) 区画道路（生活道路）	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
e) 歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	・歩行者が安全・快適に通行できるよう配慮

(2) 広域幹線道路網の整備

- ・川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線） 期（国道15号線～東名高速道路）は、将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めた幅広い検討を行い、ルート・構造等の見直しを進めます。

(3) 市域の各拠点を結ぶ幹線道路網の整備

効率的・効果的な幹線道路網の整備

- ・幹線道路の整備にあたっては、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する路線を優先して整備するとともに、土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進めます。
- ・道路整備にあたっては、道路整備の事業効果を早期に発現させ、その効果がまちづくりに波及するような進め方へ転換していくために、「道路整備計画」に基づき、効率的な投資による効果的な整備を進めます。
- ・既存道路を有効に活用した都市計画道路機能の分担・代替や地形条件、沿道状況等との整合性を考慮し、事業化の動向を踏まえながら、必要に応じて都市計画道路の見直しを行うなど、効率的・効果的な幹線道路の整備を進めます。
- ・長期の事業期間を要している道路については、事業効果を早期に発現させるために、集中的な整備を行います。

幹線道路を補完する道路の整備・改良

- ・幹線道路以外にも、路線バスの運行や鉄道駅への交通アクセス等、幹線道路の機能を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路があります。これら地域内で重要な役割を果たしている道路についても、体系的な幹線道路網の考え方に従って、地域の実情に応じた道路整備や道路改良に努めます。

- ・特に、鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行を促進します。
- ・地域交通サービスの向上を図り、路線バス等の安全な走行環境を確保するために、道路環境の改善に努めます。
- ・坂が多い丘陵地や路線バスの利用が不便な地域等において、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援します。

(4) バリアフリーの推進

- ・誰もが安心して安全に暮らし、移動できるまちをめざして、主要な交通結節点である溝口駅周辺は、「交通バリアフリー法重点整備地区」として、鉄道駅施設やバスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路のバリアフリー化に努めます。
- ・溝口駅以外の鉄道駅周辺地域においては、バリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインを策定し、市民・事業者と連携した取組を進めます。
- ・不特定多数の人が利用する公共的な施設などが、高齢者や身体障害者にとって利用しやすいものとなるように、「福祉のまちづくり条例」に基づく取組を推進します。
- ・鉄道駅施設やバス等の交通施設について、エレベーターの設置やノンステップバスの導入など、バリアフリーに対応した施設の改善を促進します。
- ・歩道の整備、歩車共存の生活道路の整備にあたっては、地域の特性を考慮し、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

3 自動車、自転車、歩行者が共存する安全で快適な道路整備をめざします

<現状・課題>

- ・高津区のまちは、多摩の丘陵地を除くとほとんどが平坦地であるため、自転車や徒歩で移動する人が多くなっています。
- ・幹線道路においては、歩行者と自転車の利用環境が危険な状況となっている区間があり、安全に通行できるための自転車歩行者道等の整備が求められています。
- ・マンションの建設等による人口増加に伴って、自転車利用者が増え、溝口駅を始めとした駅周辺や市街地において、自転車等駐車場の不足や放置自転車が問題となっており、新たな自転車等駐車場の設置や「自転車等放置禁止区域」の拡大などによる対策が求められています。
- ・一方で、中心商店街では自転車による買物客を歓迎したいとの意向があり、買物客と通勤・通学者との自転車等駐車場の分離が求められています。

(1) 自動車、自転車、歩行者が共存するための環境整備

- ・一定幅員以上の幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めるとともに、低騒音舗装等の道路構造の改善に努めます。

(2) 自転車で買物ができるまちの環境整備

自転車等駐車場の整備・改善

- ・安全で快適な自転車利用環境と安全な歩行者空間を確保するために、放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、鉄道事業者等による自転車等駐車場の整備や再開発などの機会をとらえた整備を促進し、市民や事業者の協力を得ながら、自転車等駐車場の整備を推進します。
- ・駅周辺における自転車等駐車場の整備にあわせて、「自転車等放置禁止区域」の拡大を進めます。
- ・一定規模以上の商業施設等の新築・増築に際して、「自転車等駐車場の附置等に関する条例」に

- ・特に、鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行を促進します。
- ・地域交通サービスの向上を図り、路線バス等の安全な走行環境を確保するために、道路環境の改善に努めます。
- ・坂が多い丘陵地や路線バスの利用が不便な地域等において、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援します。

(4) バリアフリーの推進

- ・誰もが安心して安全に暮らし、移動できるまちをめざして、主要な交通結節点である溝口駅周辺は、「交通バリアフリー法重点整備地区」として、鉄道駅施設やバスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路のバリアフリー化に努めます。
- ・溝口駅以外の鉄道駅周辺地域においては、バリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインを策定し、市民・事業者と連携した取組を進めます。
- ・不特定多数の人が利用する公共的な施設などが、高齢者や身体障害者にとって利用しやすいものとなるように、「福祉のまちづくり条例」に基づく取組を推進します。
- ・鉄道駅施設やバス等の交通施設について、エレベーターの設置やノンステップバスの導入など、バリアフリーに対応した施設の改善を促進します。
- ・歩道の整備、歩車共存の生活道路の整備にあたっては、地域の特性を考慮し、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

3 自動車、自転車、歩行者が共存する安全で快適な道路整備をめざします

<現状・課題>

- ・高津区のまちは、多摩の丘陵地を除くとほとんどが平坦地であるため、自転車や徒歩で移動する人が多くなっています。
- ・幹線道路においては、歩行者と自転車の利用環境が危険な状況となっている区間があり、安全に通行できるための自転車歩行者道等の整備が求められています。
- ・マンションの建設等による人口増加に伴って、自転車利用者が増え、溝口駅を始めとした駅周辺や市街地において、自転車等駐車場の不足や放置自転車が問題となっており、新たな自転車等駐車場の設置や「自転車等放置禁止区域」の拡大などによる対策が求められています。
- ・一方で、中心商店街では自転車による買物客を歓迎したいとの意向があり、買物客と通勤・通学者との自転車等駐車場の分離が求められています。

(1) 自動車、自転車、歩行者が共存するための環境整備

- ・一定幅員以上の幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めるとともに、低騒音舗装等の道路構造の改善に努めます。

(2) 自転車で買物ができるまちの環境整備

自転車等駐車場の整備・改善

- ・安全で快適な自転車利用環境と安全な歩行者空間を確保するために、放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、鉄道事業者等による自転車等駐車場の整備や再開発などの機会をとらえた整備を促進し、市民や事業者の協力を得ながら、自転車等駐車場の整備を推進します。
- ・駅周辺における自転車等駐車場の整備にあわせて、「自転車等放置禁止区域」の拡大を進めます。
- ・一定規模以上の商業施設等の新築・増築に際して、「自転車等駐車場の附置等に関する条例」に

より自転車等駐車場の設置を促進します。

放置自転車対策

- ・ 駅周辺や商業施設周辺等の放置自転車問題に対応するため、行政、住民、事業者等が協力して、わかりやすい自転車等駐車場の案内板の設置や情報提供を行い、自転車等の利用マナーの向上に取り組みます。
- ・ 増大する自転車利用と駅前の放置自転車対策に対応するため、効率的に自転車を利用できる様々な仕組みの検討を市民と共に進めます。

違法駐車対策

- ・ 大規模な商業施設等、多くの集客がある施設等の立地について、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等による駐車場の設置を誘導し、利用しやすい交通環境の整備を進めます。

4 住宅地内の交通環境の向上をめざします

< 現状・課題 >

- ・ 高津区の北部を始めとして区内には、住宅が密集し道路等の基盤が十分に整備されていない地域があり、大地震の際には倒壊や延焼、緊急車両の通行の支障となる恐れがあるため、道路等の基盤整備の充実が求められています。
- ・ 交通渋滞を避けるための通過交通が住宅地内に侵入しており、居住者以外の通過交通を排除するため、住宅地内の交通対策が求められています。

(1) 生活道路の基盤整備

- ・ 住宅地内の生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、歩行者や自転車利用者の安全性・快適性の確保に軸足を移し、相互の適正なバランスを図り、地域の特性に応じた取組を進めます。
- ・ 生活道路の改善にあたっては、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組を進めます。
- ・ 生活道路の安全性の確保に向けて、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置に努めます。
- ・ 狭あい道路については、緊急車両の通行や延焼防止など防災面に配慮した整備・改善を行うために、建物の建て替えなどにあわせて、狭あい道路の拡幅や行き止まり道路の解消を促進し、安全・快適な歩行者空間の整備と地域の防災性の向上を図ります。

(2) 交通安全施策と一体となった生活道路の安全確保

- ・ 歩車分離ができない道路については、通過交通の排除や自動車の速度を抑制するため、交通安全施設の設置や道路構造の工夫などの安全対策に努めます。
- ・ 交通事故の発生割合の高い地区を中心に、交通安全施設や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など総合的な交通安全対策に、交通管理者と連携して取り組みます。

より自転車等駐車場の設置を促進します。

放置自転車対策

- ・ 駅周辺や商業施設周辺等の放置自転車問題に対応するため、行政、住民、事業者等が協力して、わかりやすい自転車等駐車場の案内板の設置や情報提供を行い、自転車等の利用マナーの向上に取り組みます。
- ・ 増大する自転車利用と駅前の放置自転車対策に対応するため、効率的に自転車を利用できる様々な仕組みの検討を市民と共に進めます。

違法駐車対策

- ・ 大規模な商業施設等、多くの集客がある施設等の立地について、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等による駐車場の設置を誘導し、利用しやすい交通環境の整備を進めます。

4 住宅地内の交通環境の向上をめざします

< 現状・課題 >

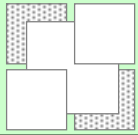
- ・ 高津区の北部を始めとして区内には、住宅が密集し道路等の基盤が十分に整備されていない地域があり、大地震の際には倒壊や類焼、緊急車両の通行の支障となる恐れがあるため、道路等の基盤整備の充実が求められています。
- ・ 交通渋滞を避けるための通過交通が住宅地内に侵入しており、居住者以外の通過交通を排除するため、住宅地内の交通対策が求められています。

(1) 生活道路の基盤整備

- ・ 住宅地内の生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、歩行者や自転車利用者の安全性・快適性の確保に軸足を移し、相互の適正なバランスを図り、地域の特性に応じた取組を進めます。
- ・ 生活道路の改善にあたっては、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組を進めます。
- ・ 生活道路の安全性の確保に向けて、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置に努めます。
- ・ 狭あい道路については、緊急車両の通行や延焼防止など防災面に配慮した整備・改善を行うために、建物の建て替えなどにあわせて、狭あい道路の拡幅や行き止まり道路の解消を促進し、安全・快適な歩行者空間の整備と地域の防災性の向上を図ります。

(2) 交通安全施策と一体となった生活道路の安全確保

- ・ 歩車分離ができない道路については、通過交通の排除や自動車の速度を抑制するため、交通安全施設の設置や道路構造の工夫などの安全対策に努めます。
- ・ 交通事故の発生割合の高い地区を中心に、交通安全施設や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など総合的な交通安全対策に、交通管理者と連携して取り組みます。



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 緑豊かな潤いのあるまちを育みます
- 2 農地を保全し、「農」のあるまちを育みます
- 3 水と親しめる水辺空間のあるまちを育みます
- 4 緑と歴史をつなぐまちを育みます
- 5 環境に優しいまちを育みます

1 緑豊かな潤いのあるまちを育みます

< 現状・課題 >

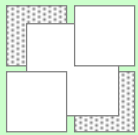
- ・多摩丘陵の北側に当たる多摩川崖線の斜面緑地は、高津区の自然を形成する環境資源となっています。特に、崖線沿いの斜面林は、平たん地からもよく見えることから、高津区の緑の風景として重要な資源であるとともに、崖線の緑は、川崎市全域を貫く骨格的な緑の軸であり、川崎市・高津区を特徴づける市民の貴重な財産です。
- ・近年は、斜面地開発の進行により、貴重な緑地が急速に減少しており、軸線の連続性の確保が課題となっています。
- ・多摩川崖線上に残るまとまりのある緑として、円筒分水・久地、津田山、久本、末長、市民健康の森の取組が行われている春日台公園、久末、蟹ヶ谷に連なる斜面緑地があります。
- ・桜並木で親しまれている緑ヶ丘霊園や市民プラザには、まとまりのある斜面緑地が保全されており、高津区を代表する貴重な自然環境となっています。

(1) 高津を特徴づける多摩丘陵の崖線の緑の保全

崖線における緑の連続性の確保

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・特に、久地・円筒分水から、津田山、久本、末長、市民健康の森の取組が行われている春日台公園、久末、蟹ヶ谷に連なる斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、斜面緑地の保全に努めます。

開発事業等における緑地の保全配慮



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 緑豊かな潤いのあるまちを育みます
- 2 農地を保全し、「農」のあるまちを育みます
- 3 水と親しめる水辺空間のあるまちを育みます
- 4 緑と歴史をつなぐまちを育みます
- 5 環境に優しいまちを育みます

1 緑豊かな潤いのあるまちを育みます

<現状・課題>

- ・多摩丘陵の北側に当たる多摩川崖線の斜面緑地は、高津区の自然を形成する環境資源となっています。特に、崖線沿いの斜面林は、平たん地からもよく見えることから、高津区の緑の風景として重要な資源であるとともに、崖線の緑は、川崎市全域を貫く骨格的な緑の軸であり、川崎市・高津区を特徴づける市民の貴重な財産です。
- ・近年は、斜面地開発の進行により、貴重な緑地が急速に減少しており、軸線の連続性の確保が課題となっています。
- ・多摩川崖線上に残るまとまりのある緑として、円筒分水・久地、津田山、久本、末長、高津区市民健康の森、久末、蟹ヶ谷に連なる斜面緑地があります。
- ・桜並木で親しまれている緑ヶ丘霊園や市民プラザには、まとまりのある斜面緑地が保全されており、高津区を代表する貴重な自然環境となっています。

(1) 高津を特徴づける多摩丘陵の崖線の緑の保全

崖線における緑の連続性の確保

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・特に、久地・円筒分水から、津田山、久本、末長、高津区市民健康の森、久末、蟹ヶ谷に連なる斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、斜面緑地の保全に努めます。

開発事業等における緑地の保全配慮

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を

- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。

3 水と親しめる水辺空間のあるまちを育みます

< 現状・課題 >

多摩川水系

- ・多摩川水系には多摩川・平瀬川があり、多摩川河川敷の広がりのある空間は、市民の憩いの場であるとともに、広域避難場所として防災上も重要な役割を持っています。また、運動施設やサイクリングコースとしても多くの市民に利用されています。
- ・平瀬川は、かつては溝口中心部を通過して二ヶ領用水に合流していましたが、度重なる洪水から市街地を守るために、津田山にトンネルを通し、二ヶ領用水と立体交差する放水路が整備されました。旧平瀬川では、暗きょ化工事が進み、今後の土地利用が課題となっています。

二ヶ領用水

- ・二ヶ領用水は、川崎市の重要なシンボリック存在です。二ヶ領用水を流れる水は、国の登録有形文化財である円筒分水で4方向に分けられ、区内の平たん地に扇状に広がっています。しかし現在は、本川（川崎堀）以外は、ほとんどがふたをかけられていて、水の流れを見ることはできない状態にあります。これら水路網の再生が課題です。

鶴見川水系

- ・鶴見川水系には矢上川・有馬川・江川がありますが、矢上川・有馬川は、市民が水に親しめる環境にはなっていません。一方、中原区との区界を流れる江川は暗きょ化されましたが、その上部は下水の高度処理水を活用した親水緑道として整備され、市民に親しまれる空間となっています。

谷戸の湧水

- ・丘陵部に数多くある谷戸からは、湧水が流れ出ていますが、すぐに側溝などに流されてしまい、そのほとんどの水辺を見ることができません。市民健康の森の取組が行われている春日台公園の湧水付近では、市民がせせらぎを整備して、蜩の再生に取り組んでいます。これら湧水地の保全と活用が課題です。

(1) 治水安全度の向上と水辺に親しめる多摩川の環境整備

- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めます。
- ・市街地から多摩川へのアクセスを改善するために、国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した市街地整備や国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープの整備等）にあわせた歩行者空間の改善を検討します。

(2) 市民に親しまれる二ヶ領用水の整備

親水性を高める環境の整備

- ・区内を流れる二ヶ領用水は、市民と協働して身近な水辺空間としての維持管理を行うとともに、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備に努めます。
- ・河川や水路の保全・再生、環境整備にあわせて、隣接する道路等の緑化や散策路の設定など、

ーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。

3 水と親しめる水辺空間のあるまちを育みます

<現状・課題>

多摩川水系

- ・多摩川水系には多摩川・平瀬川があり、多摩川河川敷の広がりのある空間は、市民の憩いの場であるとともに、広域避難場所として防災上も重要な役割を持っています。また、運動施設やサイクリングコースとしても多くの市民に利用されています。
- ・平瀬川は、かつては溝口中心部を通して二ヶ領用水に合流していましたが、度重なる洪水から市街地を守るために、津田山にトンネルを通し、二ヶ領用水と立体交差する放水路が整備されました。旧平瀬川では、暗きょ化工事が進み、今後の土地利用が課題となっています。

二ヶ領用水

- ・二ヶ領用水は、川崎市の重要なシンボリック存在です。二ヶ領用水を流れる水は、国の登録有形文化財である円筒分水で4方向に分けられ、区内の平たん地に扇状に広がっています。しかし現在は、本川（川崎堀）以外は、ほとんどがふたをかけられていて、水の流れを見ることはできない状態にあります。これら水路網の再生が課題です。

鶴見川水系

- ・鶴見川水系には矢上川・有馬川・江川がありますが、矢上川・有馬川は、市民が水に親しめる環境にはなっていません。一方、中原区との区界を流れる江川は暗きょ化されましたが、その上部は下水の高度処理水を活用した親水緑道として整備され、市民に親しまれる空間となっています。

谷戸の湧水

- ・丘陵部に数多くある谷戸からは、湧水が流れ出ていますが、すぐに側溝などに流されてしまい、そのほとんどの水辺を見ることができません。市民健康の森の湧水付近では、市民がせせらぎを整備して、蛍の再生に取り組んでいます。これら湧水地の保全と活用が課題です。

(1) 治水安全度の向上と水辺に親しめる多摩川的环境整備

- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めます。
- ・市街地から多摩川へのアクセスを改善するために、国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した市街地整備や国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープの整備等）にあわせた歩行者空間の改善を検討します。

(2) 市民に親しまれる二ヶ領用水の整備

親水性を高める環境の整備

- ・区内を流れる二ヶ領用水は、市民と協働して身近な水辺空間としての維持管理を行うとともに、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備に努めます。
- ・河川や水路の保全・再生、環境整備にあわせて、隣接する道路等の緑化や散策路の設定など、河川や水路沿いの街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活

河川や水路沿いの街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、水辺空間を活かしたまちづくりをめざします。

水と緑と歴史の拠点である円筒分水の整備

- ・国の登録有形文化財に指定されている二ヶ領用水久地円筒分水を、水と緑と歴史を結ぶ拠点とし、津田山周辺に広がる樹林地などの環境資源と様々な歴史的資源を活かした整備を市民と協働して取り組みます。

(3) 身近な水辺空間の整備とネットワークの形成

周辺のまちづくりと連携した河川の親水化

- ・区内を流れる多摩川水系の平瀬川は、治水安全度の向上をめざす河川整備に努めるとともに、河川空間を活かした住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・鶴見川水系の矢上川・有馬川では、流域の健全な水循環系の回復をテーマとした「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。

旧平瀬川跡地の整備

- ・旧平瀬川は、市民と共に基本計画を策定し、防災緩衝帯を兼ねた避難通路及び遊歩道として整備し、当面はその一部を緊急課題である放置自転車対策として、暫定の自転車等駐車場として使用することに取り組みます。

水と歴史的資源のネットワークの形成

- ・平瀬川や矢上川・有馬川の河川周辺には、優れた景観を持つ道や歴史的な文化財などが点在していることから、散策路の設定や案内板の設置等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、水と歴史的資源のネットワークの形成をめざします。

谷戸の湧水周辺における環境整備

- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます。

4 緑と歴史をつなぐまちを育みます

< 現状・課題 >

- ・高津区には、多摩丘陵の崖線に広がる緑地群を始めとして、市街地にも農地が点在するなど、多くの緑が存在します。また、梅林や菖蒲園などの特徴ある自然環境も残されています。
- ・橘樹郡衙（たちばなぐんが）推定地や久地の円筒分水、子母口貝塚などの遺跡、文化財、寺社等、多くの歴史的資源が存在します。
- ・これらの自然的環境資源と歴史的資源をつないだ散策路の設定が求められています。

(1) 街路樹のネットワークの形成

花と緑の街路樹の整備

- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改

動を支援し、水辺空間を活かしたまちづくりをめざします。

水と緑と歴史の拠点である円筒分水の整備

- ・国の登録有形文化財に指定されている二ヶ領用水久地円筒分水を、水と緑と歴史を結ぶ拠点とし、津田山周辺に広がる樹林地などの環境資源と様々な歴史的資源を活かした整備を市民と協働して取り組みます。

(3) 身近な水辺空間の整備とネットワークの形成

周辺のまちづくりと連携した河川の親水化

- ・区内を流れる多摩川水系の平瀬川は、治水安全度の向上をめざす河川整備に努めるとともに、河川空間を活かした住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・鶴見川水系の矢上川・有馬川では、流域の健全な水循環系の回復をテーマとした「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。

旧平瀬川跡地の整備

- ・旧平瀬川は、市民と共に基本計画を策定し、防災緩衝帯を兼ねた避難通路及び遊歩道として整備し、当面はその一部を緊急課題である放置自転車対策として、暫定の自転車等駐車場として使用することに取り組みます。

水と歴史的資源のネットワークの形成

- ・平瀬川や矢上川・有馬川の河川周辺には、優れた景観を持つ道や歴史的な文化財などが点在していることから、散策路の設定や案内板の設置等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、水と歴史的資源のネットワークの形成をめざします。

谷戸の湧水周辺における環境整備

- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます。

4 緑と歴史をつなぐまちを育みます

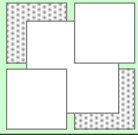
< 現状・課題 >

- ・高津区には、多摩丘陵の崖線に広がる緑地群を始めとして、市街地にも農地が点在するなど、多くの緑が存在します。また、梅林や菖蒲園などの特徴ある自然環境も残されています。
- ・橘樹郡衙（たちばなぐんが）推定地や久地の円筒分水、子母口貝塚などの遺跡、文化財、寺社等、多くの歴史的資源が存在します。
- ・これらの自然的環境資源と歴史的資源をつないだ散策路の整備が求められています。

(1) 街路樹のネットワークの形成

花と緑の街路樹の整備

- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



都市防災

まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

1 災害に強い都市構造の形成をめざします

<現状・課題>

- ・高津区のまちは、平たん地では、住宅が密集している地区や工場との混在地区、丘陵地では急傾斜地崩壊危険区域などの危険区域がいくつか存在するなど、災害が発生した場合には、被害が拡大する恐れがあります。そのため、被害を最小限に抑え、被害を広げず、安全に避難ができる、災害に強いまちの形成が求められています。
- ・諏訪、二子付近に、木造密集住宅市街地が分布するとともに、面的市街地整備がなされないまま市街化が進んだ多くの地区では、狭あい道路が多く分布しており、木造密集住宅市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園・緑地等のオープンスペースの確保等による市街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・久地、北見方などの準工業地域や工業地域では、工場と住宅との混在や密集もみられ、災害が発生した場合には、被害が拡大する恐れがあります。
- ・北部から北東部にかけての多摩川流域や平瀬川、二ヶ領用水が流れる平たん地では、大雨による浸水被害の恐れもあります。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨による浸水被害が増加しています。水害から生活環境を守るため、河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水に対する安全性の向上を図ることが必要です。

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

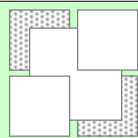
防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

オープンスペースの確保

<公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既



都市防災

まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に安心して避難できるまちをめざします
- 3 地区コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

1 災害に強い都市構造の形成をめざします

< 現状・課題 >

- ・高津区のまちは、平たん地では、住宅が密集している地区や工場との混在地区、丘陵地では急傾斜地崩壊危険区域などの危険区域がいくつか存在するなど、災害が発生した場合には、被害が拡大する恐れがあります。そのため、被害を最小限に抑え、被害を広げず、安全に避難ができる、災害に強いまちの形成が求められています。
- ・諏訪、二子付近に、木造密集住宅市街地が分布するとともに、面的市街地整備がなされないまま市街化が進んだ多くの地区では、狭あい道路が多く分布しており、木造密集住宅市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園・緑地等のオープンスペースの確保等による市街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・久地、北見方などの準工業地域や工業地域では、工場と住宅との混在や密集もみられ、災害が発生した場合には、被害が拡大する恐れがあります。
- ・北部から北東部にかけての多摩川流域や平瀬川、二ヶ領用水が流れる平たん地では、大雨による浸水被害の恐れもあります。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨による浸水被害が増加しています。水害から生活環境を守るため、河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水に対する安全性の向上を図ることが必要です。

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

オープンスペースの確保

< 公園・緑地の確保 >

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既

存公園の整備・拡充に努めます。

< 市民防災農地の確保 >

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

< 工場等跡地の防災的利用 >

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用転換を適切に誘導します。

緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

既成市街地の災害予防対策

- ・木造住宅が密集して立ち並ぶ地区においては、災害上問題の多い老朽化した木造建築物等の耐火又は準耐火構造建築物への建て替えなどを促進し防災性の向上を図ります。
- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

建築物の耐震・不燃化の促進

< 一般建築物の耐震性の促進 >

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造老朽住宅の割合が高い密集住宅市街地などを、耐震改修を推進する地域として設定し、当該地域において、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

< 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(3) 風水害に強い都市環境づくり

河川の整備

存公園の整備・拡充に努めます。

< 市民防災農地の確保 >

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

< 工場等跡地の防災的利用 >

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用転換を適切に誘導します。

緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路樹やグリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

既成市街地の災害予防対策

- ・木造住宅が密集して立ち並ぶ地区においては、災害上問題の多い老朽化した木造建築物等の耐火又は準耐火構造建築物への建て替えなどを促進し防災性の向上を図ります。
- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

建築物の耐震・不燃化の促進

< 一般建築物の耐震性の促進 >

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造老朽住宅の割合が高い密集住宅市街地などを、耐震改修を推進する地域として設定し、当該地域において、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

< 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(3) 風水害に強い都市環境づくり

(3) 避難対策の確立

- 被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校を指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所に指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

) 高津区内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、市民プラザ、橋処理センター、緑ヶ丘霊園

(4) 避難路の安全性の確保

整理 NO. 1 2 1、2 2 1、3 2 3、3 2 4

避難路のネットワーク

- 地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

ブロック塀等の転倒防止

- ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

落下物防止対策

- 地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

- 災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

避難のイメージ



- ・消防署を災害発生時の活動拠点として、耐震強化・補強工事を進めるとともに、消火・救助活動機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

(3) 避難対策の確立

- ・被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校を指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所に指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

）高津区内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、市民プラザ、橘処理センター、緑ヶ丘霊園

(4) 避難路の安全性の確保

避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

- ・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。